

体験コンテンツ造成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、アフターコロナ、ウィズコロナにおける新たな飛行機利用客の開拓に向け、地域素材を活用した体験コンテンツを造成し、個人観光客の誘客を図ることを目的として、これに取り組む事業者の活動に対し、予算の範囲内で交付する体験コンテンツ造成補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業、補助対象事業者、補助対象経費及び補助限度額は別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の申請)

第3条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、体験コンテンツ造成補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、提出しなければならない。

(交付決定等)

第4条 会長は、前条の規定による申請があったときには、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、当該決定の内容を体験コンテンツ造成補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(決定内容の変更等)

第5条 申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、体験コンテンツ造成補助金変更承認申請書(様式第3号)により、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業等に要する予算もしくは事業内容を変更するとき。（別表第3に掲げる軽微な変更を除く）
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。

2 会長は、前項の規定に定める申請があったときには、その内容を審査し、変更の可否を決定するとともに当該決定の内容を体験コンテンツ造成補助金変更決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、当該補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 申請者は、補助金の交付決定を受けて行った活動に関し、体験コンテンツ造成補助金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、令和5年3月31日までに会長に提出しなければならない。

(額の確定等)

第7条 会長は、前条第1項の実績報告があったときは、当該報告の内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定するとともに、体験コンテンツ造成補助金確定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金等の請求)

第8条 会長は、補助事業者等が当該補助事業等を完了した後において補助金等を交付するものとする。ただし申請者から概算払いの請求があった場合においてはこの限りではない。

2 申請者は、前項の規定により補助金等の交付の請求（概算払いによる請求を含む。）をしようとするときは、体験コンテンツ造成補助金請求書（様式第7号）を会長に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該補助事業等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第1号の場合は、既に経過した期間に係る部分については、取り消すことができない。

(1) 補助金等の交付決定後の事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき（補助事業者等の責めに帰すべき事情によるものを除く。）。

(2) 補助事業者等が、当該補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 補助事業者等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 補助事業者等が当該補助事業等に関し、法令、この規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。

2 前項第2号から第5号までの規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第1項第1号に該当するものとして補助金等の交付の決定を取り消した場合には、市は当該取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対し会長が別に定めるところにより補助金等を交付するものとする。

附 則

1. この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2. この要綱は、令和6年3月31日限りその効力を失う。

別表第1（第2条関係）

対象事業	対象事業者	対象経費	補助率	限度額
<p>地域資源を活用した新たな体験コンテンツの造成・販売や既存の体験コンテンツを磨き上げのための取り組みで、次の事項を満たすもの</p> <p>1. 地域ならではの資源を活かし、首都圏からの誘客に繋がる体験コンテンツであること</p> <p>2. 造成後、旅行商品として成立・定着が見込め、且つ補助期間終了後も継続して実施が見込める体験コンテンツであること</p> <p>3. 島根県、市町村、観光協会等と情報を共有し連携して実施できる体験コンテンツであること</p> <p>4. 島根県観光素材集、観光協会HP、自社サイト、OTAサイト等に掲載し、補助事業完了までに販売や提案ができる体験コンテンツであること</p>	<p>①観光協会 ②法人 ③法人格を持たない民間団体</p> <p>（ただし、次の要件を備えているもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約等を有していること ・代表者が明らかであること ・団体としての意思決定により補助に係る事業を実施することができ、確実な経理処理が行えること ・都道府県税の滞納のないこと ・申請者または法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないこと <p>※島根県又は山口県外事業者の場合は島根県もしくは山口県内事業者との共同申</p>	<p>事業の実施にあたり必要な下記(1)から(4)の経費にかかる収支の差額</p> <p>(1)新たな体験コンテンツの造成のための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料費及び消耗品費（試作・造成する体験に係るもの） ・食糧費（試食等に係るもの） ・通信運搬費 ・使用料及び借り上げ料（機材保険料を含む） <p>(2)新たな体験コンテンツ及び既存の体験コンテンツの磨き上げのための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料 ・謝金・費用弁償 <p>(3)体験コンテンツの販売促進のための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷製本費 ・広告料 <p>(4)その他事業実施に必要と認められる経費</p> <p>なお、下記の経費は補助対象とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の経常的な運営経費 ・従前からの事業の財源振替を目的とする経費 ・食糧費（上記以外）、その他補助することが適当でないと認められる経費 <p>※詳細については別表第2のとおり</p> <p>また補助対象経費については消費税を含まない額とする。</p>	<p>10/10</p>	<p>造成する体験コンテンツ1件につき20万円</p>

5. その他会長が必要と認めるもの	請を必須とする			
-------------------	---------	--	--	--

別表第2（別表第1の「対象経費」の詳細）

目的	経費種別	内容
新たな体験コンテンツの造成のための経費	材料費及び消耗品費	単価が10万円未満且つ使用可能耐用年数が1年未満の物品や機器であって、本事業で消耗される物品の購入等に要する経費
	食糧費	本事業に要する経費のうち試食等に係るものに限る
	通信運搬費	本事業に要する経費のうち運搬料、郵送料等の支払いに要する経費
	使用料及び借上げ料（機材保険料を含む）	ツアー実施のためのレンタカー、バス代等の交通費、機材の借上げ料、会議室の使用料などの経費
新たな体験コンテンツ及び既存の体験コンテンツの磨き上げのための経費	委託料	モニターツアー等実施のため、旅行会社等の専門事業者や専門家に委託する経費
	謝金・費用弁償	体験コンテンツの磨き上げによる専門家等からのアドバイスを聴取するための謝礼、費用弁償（旅費）として支払う経費 ※旅費はホームページ記載の益田市の旅費規程と同程度とすること
体験コンテンツの販売促進のための経費	印刷製本費	本事業に要する経費のうちチラシ、パンフレット等の印刷製本に係る経費
	広告料	WEBページ作成、写真撮影、デザイン作成、モデル手配等、広報宣伝に係る経費 ※本事業で撮影した写真は県で2次利用が可能な状態でデータ提供すること
その他経費		その他知事が特に必要と認める経費

※交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したものは補助対象外。

※使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費であること。

※支出証拠書類（銀行振込受領書等）により金額・支払等が確認できる経費であること。

別表第3（第5条第1号関係）

区分	軽微な変更の内容
経費の変更	補助対象経費全体の20パーセント以内の減少となる変更を行う場合
事業内容の変更	事業計画書に記載の内容について、補助事業の目的達成に支障を来す恐れのない範囲で、事業計画の細部の変更を行う場合

